

【校長室便り】

No.11

H30年5月31日(木) 土佐町小中学校 谷内宣夫



◆今回は字ばかりで読みづらくて申し訳ないと思いますが、あえて文章ばかりの便りを発行させていただきます。是非、ご一読下さい。

先日、「働き方改革学校マネジメント研修」という県下の小中学校長が集められての研修に参加してきました。講師の方からいろんな情報と考え方を学び、教職員にも、保護者や地域の方々にも知っていただきたいことが(伝えなければならないと思った)あるのでこの「便り」を書きました。参考とした資料=「妹尾昌俊氏の資料」(学校マネジメントコンサルタント)

①教職員の勤務時間を知っていますか？

8:10~16:55です。(他校より15分長いのが土佐町小中学校です)

私が(校長)朝6:40に出勤したとき、すでに5~6名の先生方が「便り」を作成したり、授業の準備をしています。(驚きました)夜19:00過ぎに帰るとき、職員室には3分の2以上の先生方が仕事しています。ただただおしゃべりしながら無駄な時間を過ごしている教員はいません。みんな一生懸命に自分に割り当てられた仕事や教材研究に取り組んでいます。ある地域の方に「土佐町小中学校はいつ電気を消しゆうぜよ?夜中にいつ見ても電気がついちゃう!泊りゆうがかよ。そんなに仕事をせんといかんかよ」と言われました。

②教職員定数(国が決められている標準)では、学級数に応じて教員の数が決められています。小学校では学級担任制を前提としているので教員数自体が少なくなっている。休むと代わりの先生もつけられないのが現状。

1日のうち空き時間もほとんどない状態です。それに加えて、「外国語科(5・6年)・外国語活動(3・4年)」「特別な教科道徳」も増え、教える教科は9~10教科となり、総合的な学習の時間や生活科の指導も一人で指導しなければならないことになっています。さらに、学校行事や地域の行事、PTA行事等、教科の指導以外の指導がたくさんあります。

どこで次の日の授業をどのようにしていこうかという「教材研究」の時間を取っているか。それは子どもたちが帰った後の16時以降となります。

宿題を忘れて居残りさせて指導する、児童会活動で放課後会を行う等の活動があれば、自分の時間(教材研究する時間)は17時以降となります。すでに勤務時間は過ぎています。そこから次の日の準備に取り掛かり、指導する際に使う資料や映像・教材を作成するのです。

中学校も同様です。また、中学校の教員は放課後は部活動があり18:30ごろまで各部の練習についています。部活動以外にも放課後加力学習、生徒会活動、英検・漢検・数検等資格試験の取り組み、職員会や学年会等、帰りの学活以降に行うことがたくさんあります。次の日の教材研究に取り掛かるのは18:30以降となります。必然的に帰宅時間は遅くなり、毎日が残業となっているのが現状です。休日にも部活動を行っていますが、熱心にすればするほどその先生の家庭は「部活動未亡人」「自分の子どもはほったらかし」という言葉があるほど、家庭に存在が薄くなっています。

③やらなければならないことが増えています。あらゆることを学校現場で指導するようになってきています。OO教育(ICTを活用した教育・金融教育・租税教育・食育・ガン教育・キャリア教育・防災教育等々)という、たくさんの『学習指導要領』には書かれていないOO教育についてやらなくてはいけない、と言われ、文部科学省から県教育委員会から分厚い資料が届きます。教員は指導する前に自ら指導方法や指導内容を研修して授業に臨んでいます。そうでないと満足な指導ができないからです。子どもにどうすれば理解させることができるのか考え工夫して授業しています。もしそのOO教育(配布された資料を活用した授業)をやらなければどうなるのか?なぜOO教育に取り組んでいないのかその理由を提出し、いつ実施するのか報告しなければならなくなっています。必要でない判断したら(職員会や企画委員会・管理職)やらないという選択肢を持つことが大切なのです。



④教職員の「時間外労働勤務手当」「休日給(いわゆる残業手当)」は支給されません。「給特法」で決まっています。その代わり「教職調整手当」(1966年制定 今から52年前に作られた法律で決められています)という手当が毎月支給されています。その額は、月給の4%です。(例えば月給20万円なら800円の支給・30万なら1,200円)これで1か

月いくら残業をしても、休日に出勤して仕事をして残業手当は支払われないのです。教員もこの実態を理解していないと思います。

中学校では部活動等で休日に勤務すると「特殊業務手当」が支給されます。その額は2時間以上で1,800円 4時間以上で3,600円 対外試合(大会)等で8時間以上勤務した場合は5,100円となっています。(今年度支給額がアップされました。約30年前は4時間以上で250円でした。時給ではありません) 少しずつ上がってはいますが、高速代・ガソリン代等を考えると十分ではないと思います。

※部活動は教育課程外の活動(学習指導要領には書かれていない)です。やらなくてもよいものですが、その教育的な効果は大きく、子どもたちの個性を伸ばしたり、厳しい練習に耐えることで体力面と精神面(体力・能力・粘り強さ・段取り力・仲間とともに力を合わせて課題に取り組む力等々)を高めることができると考え、教職員の皆さんに学校長が依頼して受け持ってもらっているのです。



⑤『産業別1週間の労働時間の比較』(週40時間が基本) 2016年文部科学省 「教員勤務実態調査」・「労働力調査」より

	◎週60時間以上 (過労死ライン)	◎週80時間以上 (月残業160時間)
中学校教諭	約75%	約16%
小学校教諭	約60%	約3%
飲食業	約30%	約5%
国家公務員	約9%	約2%
建設業	約13%	約2%
医療業	約8%	約1%
情報通信業	約11%	約1%



「休日出勤の状況」(月ごとの平均) 横浜市の調査より (H25年)

◎月5日以上の日休日出勤 ◎月8日以上の日休日出勤

小学校約11% 小学校約2%

中学校約50% 中学校約23%



※労働基準法違反である。民間企業では考えられないことだと思います。

小学校の先生方が、自宅に持ち帰って仕事をしている現状を含むと、もっと労働時間は増えることとなります。

現在の日本では、国の基準とされている「過労死ライン」を教員の4人に3人が超えていることになっているのが現状です。

日本の先生方は働きすぎています。

(土佐町小中学校の先生方はこれ以上に仕事しているのが現状です)。

【長時間労働の影響】

- ① 心身ともに疲れる→病気になる→倒れる(バーンアウト・うつ・過労死・自殺) 今、代わりの先生(講師)はいない。学校全体に迷惑がかかることになる。自分は大丈夫だと思っても知らず知らずのうちに疲労やストレスが溜まっていき、突然倒れる可能性が高くなります。
- ② 自己研鑽の時間が減る(趣味や好きなことを追求できない。プライベートな時間が減り、余裕や教養を蓄えることができにくい。考えさせる授業を行うためには指導する教員がゆとりを持ち、自らの学びを広げる必要がある。)
- ③ 仕事の能率も下がり、ミスを起こしやすい。
- ④ (イライラ・丁寧でない対応・見逃す)
- ⑤ 長時間労働を気にしない熱血教師だけが働ける職場となる。(家庭で介護や育児、病気を抱えている教員が働きづらい) 周りの教員も長時間勤務をしなければならないような感覚に陥る。
- ⑥ 教員という仕事が不人気となる。(ブラック企業・採用倍率の低下と質の低下) 本来、人を育てるといふ「夢」のある職業であるが、現実のやることの多さや、やろうと思えば果てがな仕事内容であったり、勤務状況の過酷さとのギャップから教員のなり手が減少している。



働かないと言っているのではありません。保護者や地域の皆さんにこの現実を知っていただき、自分のプライベートな時間を、かわいい子どもたちのために使って、笑顔で元気のある子どもたちに育てることができるよう頑張っている土佐町小中学校の教職員への理解と、協力をお願いするためにあえてこの現実を書かせていただきました。

家庭の役割、学校の役割 互いの守備範囲をしっかり守って、学校・家庭・地域が協力し合って土佐町の子どもたちを育てていきましょう。ご意見ご感想があれば、お願いいたします。(文責 谷内)